

(様式5 実施結果の公表)

桜川市新庁舎建設基本構想（案）
のパブリックコメントの実施結果

平成31年2月21日

桜川市 市長公室 企画課

■意見集計結果

平成31年1月7日から2月6日までの間、桜川市新庁舎建設基本構想（案）について、意見募集を行なった結果、2人から4件の意見の提出がありました。

これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考えをまとめましたので公表します。

提出方法の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人 数
直接持参	1人
郵 便	0人
電子メール	1人
ファクシミリ	0人
その他	0人
合 計	2人

■意見の概要及び意見に対する市の考え方

○新庁舎建設の基本方針について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「市民サービスの向上を目指した庁舎」の項目の「ユニバーサルデザインの導入とフロア配置の工夫により、すべての市民にやさしい庁舎とします。」について、今後の超高齢社会や共生社会を見据えた上で是非実施していただきたい。	1件	すべての市民が利用しやすい庁舎整備に努めます。
2	「市民サービスの向上を目指した庁舎」と「シンプルで機能性と経済性に優れた庁舎」の構想が互いに阻害しないように、十分に配慮していただきたい。	1件	それぞれの基本方針を尊重し、互いに阻害しないよう庁舎整備に努めます。

○事業費及び財源について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	新庁舎の建設に関わる財源である合併特例債については、財政シミュレーションを綿密に実施し、償還計画を明確にした上で、今後の桜川市の財政の圧迫要因とならないように考慮していただきたい。その際、普通交付税の算定と十分にすりあわせを行い、現実的な償還計画を立てて市民に全面開示していくことをご提案させていただきます。	1件	合併特例債の活用にあたっては、償還計画を立て、計画的な財政運営に努めます。また、新庁舎建設の事業費が確定しましたら、事業にかかる財源計画等をホームページなどで公表してまいります。

○庁舎の運用方式について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>本庁舎方式での整備において懸念されることは、庁舎までの距離が遠くなり不便となることです。これに関し、答申書において「市民サービスの低下を招かないように本庁舎とは別に支所を置くこととする。」そして支所を置く理由として「市民の利便性」「市民との関係」「地域のシンボル」等の内容が記述されています。これらを踏まえ、市民サービスに十分配慮がなされるものと理解されます。よろしくお願い致します。</p>	1 件	<p>庁舎整備とともに支所機能についても検討し、市民サービスの低下を招かないよう努めます。</p>